**高額医療・高額介護合算制度**

　世帯内の国民健康保険被保険者全員の、１年間（８月１日～翌年７月３１日）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、下記の限度額を超えたときには、その超えた分が支給されます。

　なお、支給の対象となる被保険者の方にはお知らせいたしますので、お知らせが届いた場合には市民センター窓口で申請してください。

７０歳未満を含む世帯の自己負担額（年額：８月～翌年７月）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | | 限度額 |
| ア | 基礎控除後の所得 | ９０１万円超 | ２１２万円 |
| イ | 基礎控除後の所得 | ６００万円超～９０１万円以下 | １４１万円 |
| ウ | 基礎控除後の所得 | ２１０万円超～６００万円以下 | ６７万円 |
| エ | 基礎控除後の所得 | ２１０万円以下 | ６０万円 |
| オ | 住民税非課税世帯 |  | ３４万円 |

７０歳～７４歳の世帯の自己負担額（年額：８月～翌年７月）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | | 限度額 |
| 現役並み所得者Ⅲ | 課税所得 | ６９０万円以上 | ２１２万円 |
| 現役並み所得者Ⅱ | 課税所得 | ３８０万円以上～６９０万円未満 | １４１万円 |
| 現役並み所得者Ⅰ | 課税所得 | １４５万円以上～３８０万円未満 | ６７万円 |
| 一般 | 課税所得 | １４５万円未満 | ５６万円 |
| 低所得者Ⅱ |  |  | ３１万円 |
| 低所得者Ⅰ |  |  | １９万円 |